

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和 3 年 1 2 月 2 4 日
担 当 部 課	政策調整部 企画調整課
担 当 者	岡田、亀井
連絡先電話番号	077-587-6039

企業版ふるさと納税の受付開始について

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生事業に寄附をいただいた企業を対象に法人関係税が軽減される制度です。

令和 3 年度よりスタートしています第 2 期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に作成しました野洲市地域再生計画が、この度 11 月 26 日に内閣府より認定されたことから、企業版ふるさと納税の受付を開始しました。

記

1. 制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画のまち・ひと・しごと創生推進事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

令和 2 年度より制度が大幅に見直され、これにより損金算入による軽減効果と合わせて、最大で寄附額の約 9 割に相当する税の軽減を受けることができます。

2. 留意事項

- (1) 野洲市に本社が所在する企業からの寄附については、対象外です。
- (2) 1 回あたり 10 万円以上の寄附が対象です。
- (3) 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- (4) 税額控除の特例措置の適用期間は、令和 6 年度までです。

3. 開始時期

令和 3 年 11 月 26 日 ※内閣府の認定日

4. 事業推進について

(1) 寄附活用事業の検討

地域再生計画のまち・ひと・しごと創生推進事業を踏まえ庁内への周知を行い、特色ある寄附金活用事業を検討します。

(2) 企業向けアプローチの方法

野洲市に関連がある企業等を中心に、制度周知を行っていきます。

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

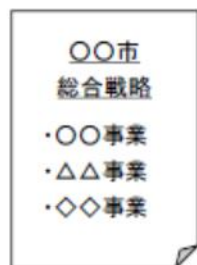


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

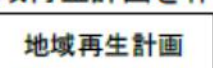
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



④寄附

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,185市町村(令和3年度第2回認定後)

内閣府資料より

企業版ふるさと納税

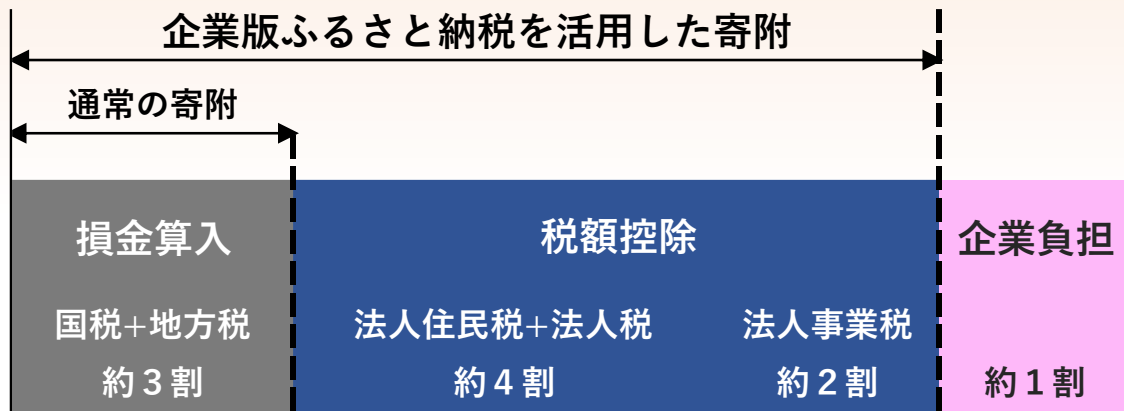
のお願い



野洲市
観光PRキャラクター
「ドウタクくん」

企業版ふるさと納税とは？

企業のみなさまが、国が認定した地方公共団体が行う地方創生の取組に対して寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組みです。



軽減効果
最大
約 9 割

寄附額

税目ごとの 特例措置

- ①法人住民税
- ②法人税
- ③法人事業税

寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

他にもこんな
メリットが！

地域資源などを生かした
新事業展開

社会貢献

企業としてのPR効果

寄附を募集している事業

○野洲市まち・ひと・しごと創生推進事業

「第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標に基づく取組に対して、寄附を募集しています。

稼げるまちをつく
るとともに、安心
して働けるように
する事業

・事業者の操
業環境の整備
支援

・創業支援の
強化と雇用の
創出

など

新しいひとの流れ
をつくる事業

・計画的な土
地利用の推進

・観光情報の
収集・発信の
充実

など

子育ての希望をか
なえる事業

・子育て家庭
への支援の充
実

・安心して子
育てできる環
境の整備

など

ひとが集う、安心
して暮らすことが
できる魅力的なま
ちをつくる事業

・生涯学習・
生涯スポーツ
の機会の提供

・市民の健康
づくりへの支
援

など

寄附の流れ

①寄附のお申し出

野洲市の取組を応援して
いただける企業様は寄附
申出書よりお申込みくだ
さい。

②寄附金の払込み

担当者から振込方法等につ
いてご連絡いたします。

③税の申告手続き

野洲市が交付する受領証
に基づき、申告を行って
ください。

留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附の代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が野洲市内に所在する場合の寄附は、本制度の対象となりません。
- ご寄附いただいた企業様は、企業名等を市HPで公表させていただきます。

【問い合わせ】

滋賀県 野洲市 政策調整部 企画調整課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

Tel:077-587-6039 E-mail: kikaku@city.yasu.lg.jp

手続きや事業の
概要等、詳しく
は野洲市HPを
ご覧ください。

